

町・県民税の申告相談

今年の申告期間は 2月16日(月)～3月16日(月)です!

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。

町・県民税の申告相談が2月16日(月)から始まります。申告期限は、3月16日(月)ですので、忘れずに期間内に申告を済ませてください。
また、本誌1月号と同時に配付した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

町・県民税申告相談日程表

受付時間／午前9時～11時30分、午後1時～3時30分
受付会場／役場6階会議室

相談日(曜日)	地区	対 象 区
2月16日(月)	折 原	折原上郷・折原下郷・上平・下小路・立原
17日(火)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
18日(水)	用 土	用土5・6・7・8・9・10
19日(木)		用土1・2・3・4・11・12
20日(金)	男 衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
22日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
23日(月)	男 衾	中郷・男衾上郷南・男衾上郷北・今市
24日(火)		男衾下郷・塚越
25日(水)		赤浜・牟礼
26日(木)	予備日 町内全地区	
27日(金)		
3月 1日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
2日(月)	市街地	本町・中町・栄町
3日(火)	市街地・西部	武町・茅町・花町・金尾・風布
4日(水)	西 部	本宿・末野2・3・4
5日(木)		六供・常木・菅原
6日(金)	鉢 形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
9日(月)		木持・内宿・関山
10日(火)	桜 沢	上の町・上の原・露梨子
11日(水)		本村・南飯塚・上組
12日(木)		岩崎・中小前田・山崎
13日(金)	予備日 町内全地区	
16日(月)		

※日曜日・予備日は混雑が予想されます。

※お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。

※所得税の確定申告を行う方は、町・県民税の申告を行う必要はありません。



申告相談にお持ちいただくもの

- 印鑑（朱肉をつけて押すもの）
- 所得金額を証明できるもの（源泉徴収票や収支明細書等）
- 各種保険料控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料等）を受ける方は、その控除証明書
- ※ 社会保険庁から送付された国民年金の控除証明書がある方は、必ずご持参ください。
- ※ 町の国民健康保険に加入している方は、相談受付時に申し出てください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける方は、配偶者の所得金額を証明できるもの

税務課からお願い

- 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と金額をまとめた明細書
 - 障害者控除を受ける方は、障害者手帳等
 - 税務署から申告書が送られてきた方は、その申告書
 - 還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座がわかるもの
 - その他、申告に必要と思われるもの
- 申告期間中、担当職員は相談会場へ向いていますので、申告相談は相談会場をお願いします。
- 医療費控除を受ける方は、事前に領収

熊谷税務署からのお知らせ

●確定申告書は自分で正しく作成し、お早めに！

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書・収支内訳書等の提出書類についてご自分で作成し、郵送等により提出していただく自書申告を推進しています。

申告書等は、国税庁ホームページ（検索は「国税庁」の「確定申告書等作成コーナー」）で作成することができます。また、電子申告を行うこともできます。

さらに便利で使いやすく！
ネットでどこでも申告・納税。
e-Tax
国税電子申告・納税システム

電子申告を行うには、事前の手続きが必要です。詳しくはホームページをご覧ください。か、税務署へお問い合わせください。

●申告と納税の期限

所得税	3月16日(月)
贈与税	3月16日(月)
消費税・地方消費税(個人事業者)	3月31日(火)

※所得税と消費税・地方消費税の納税は、口座振替をご利用ください。

●納税証明書を請求する方へ

2月、3月は確定申告期間のため平成20年分の納税証明書が、請求日当日に発行できない場合があります。また、納税直後に納税証明書を請求する場合には、納税の領収証をご持参ください。

《請求に必要なもの》

- ① 納税証明書交付請求書（税務署窓口に備え付けてあります）
- ② 本人（法人の場合は代表者）の確認ができる書類（住基カード・運転免許証等）
- ③ 印鑑（法人の場合は代表者印）
- ④ 収入印紙・現金（1年分1通につき400円）

※ 本人以外の方が請求する場合は、必ず委任状をご持参ください。

請求窓口／熊谷税務署管理・徴収部門
問い合わせ／熊谷税務署（☎521・2905 自動音声案内）へ。



納税の呼びかけを電話で行っています！



税務課では、町税の納期限を過ぎても納付されていない方に対し、民間会社のオペレーターによる納税の呼びかけを行っています。電話をした結果、納税相談が必要な方については、改めて担当職員から連絡させていただきます。

対象税目／町・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

「振り込め詐欺」に注意ください！

電話による納税の呼びかけは、町税の納期限が過ぎていることをお知らせし、早期の納付をお願いするものです。電話で口座を指定し、振り込みを求めたり、ATM（銀行、コンビニなどにある現金自動預払機）の操作を指示したりすることは絶対にありません。

納税される場合は原則として納付書により、埼玉りそな銀行寄居町役場内派出所または、お近くの金融機関等の窓口で納めていただくようお願いいたします。

町税は行政サービスを提供するための貴重な財源です。納期限の自主的な納税にご協力をお願いします。

問い合わせ／税務課（☎581・2121 内線153、158）へ。